

新	旧
建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領 1 総則 1.1 目的 本要領は、秋田県建設部及び農林水産部が所管する工事及び土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の建設現場等において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業及び工事検査における工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。 1) 適用の範囲 2) 遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査に使用する機器構成と仕様 3) 遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査の実施、記録と保管 4) 遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査に関する留意事項等 【解説】 遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。 遠隔臨場による工事検査とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声を使用して完成検査・出来形検査・中間検査における工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を行うものである。 『建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領（以下、「本要領」という。）』は、受注者における「段階確認・工事検査に伴う手待ち時間・移動時間」の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員・検査員）における「現場臨場・対面書類検査・現場実地検査」の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場・遠隔書類検査・遠隔実地検査を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。 本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種等を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事等を次に列挙する。 ・ 段階確認、材料確認、立会、工事検査を、映像確認できる工種等 ・ 本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場	建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領 1 総則 1.1 目的 本要領は、秋田県建設部及び農林水産部が所管する工事及び土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の建設現場等において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業_____に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。 1) 適用の範囲 2) 遠隔臨場_____に使用する機器構成と仕様 3) 遠隔臨場による段階確認等_____の実施及び記録と保管 【解説】 遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。 _____ _____ 『建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領（以下、「本要領」という。）』は、受注者における「段階確認_____に伴う手待ち時間_____の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員_____）における「現場臨場_____の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場_____を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。 本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場_____に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種等を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事等を次に列挙する。 ・ 段階確認、材料確認又は立会_____を、映像確認できる工種等 ・ 本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場

1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『秋田県土木工事共通仕様書』や『設計業務等共通仕様書』、『地質・土質調査業務共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」 、「立会」 、「工事検査」を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認するものである。

対象工事等については、発注時の設計図書に遠隔臨場を実施する旨を明示するものとする。

確認実施者が現場技術員など監督職員等以外の場合は、遠隔臨場は実施しないこととする。

遠隔臨場による工事検査については、監督職員が検査職員と調整し、適用する検査項目（工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目）を決めたうえで実施するものとする。

ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なタブレットなどのモバイル端末を使用することも可能である（スマートフォンによるビデオ通話等）。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」 、「立会」 、「工事検査」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

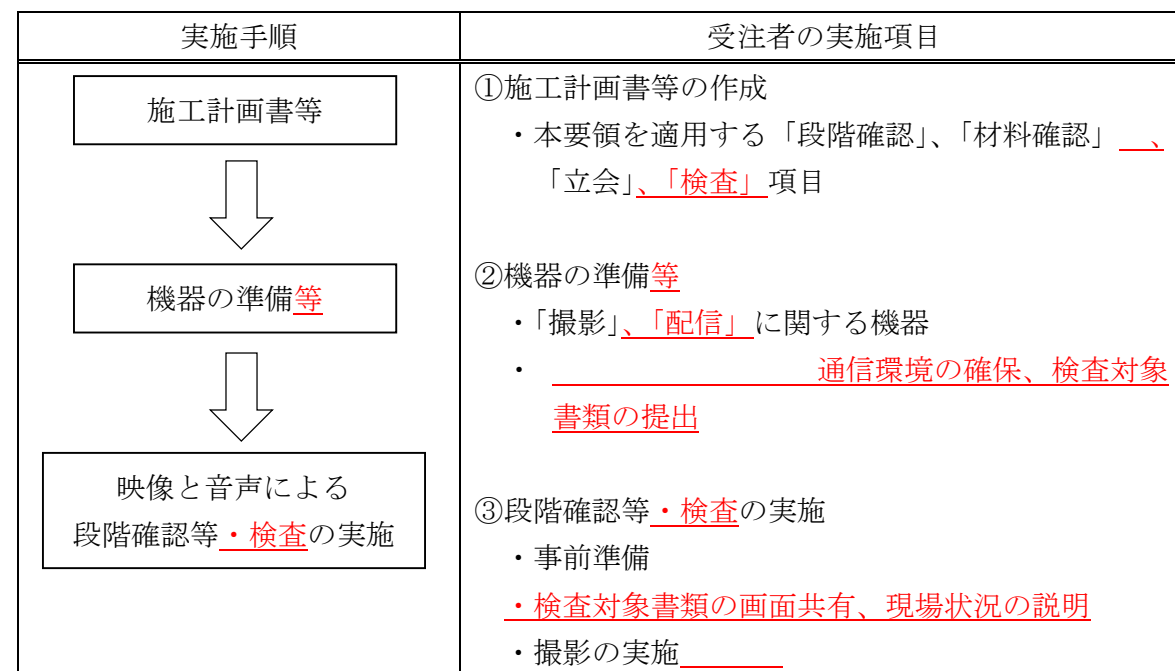


図 1-1 受注者の実施項目

1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『秋田県土木工事共通仕様書』や『設計業務等共通仕様書』、『地質・土質調査業務共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」_____を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認するものである。

対象工事等については、発注時の設計図書に遠隔臨場を実施する旨を明示するものとする。

確認実施者が現場技術員など監督職員等以外の場合は、遠隔臨場は実施しないこととする。

ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なタブレットなどのモバイル端末を使用することも可能である（スマートフォンによるビデオ通話等）。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」_____だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

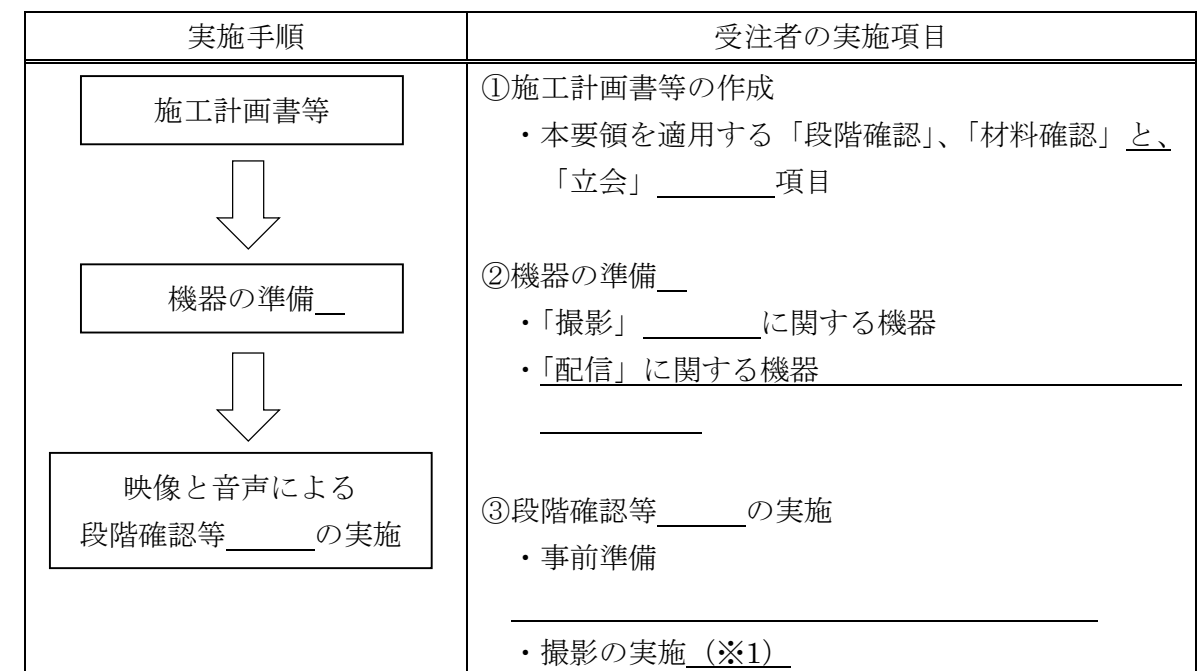


図 1-1 受注者の実施項目

3. 検査の場合 (1) 工事検査 『秋田県土木工事共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「工事検査」において「検査職員が契約書、秋田県財務規則、秋田県工事検査要綱、秋田県県営工事検査実施要領に基づいて行う完成検査、出来形検査、中間検査をいう。」事項に該当し、検査職員が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。 なお、現場の通信環境や検査する構造物が遠隔臨場による工事検査に適さないと検査職員が判断した場合、監督職員は受注者にその旨を伝え、従来通りの工事検査を実施する。 ※遠隔臨場を適用した工事及び土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務にて、通信環境等により遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査の実施が適当でないと判断した場合は、協議の上適用を解除することができる。 1.3 施工計画書等 受注者は、遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査の実施にあたり、施工計画書等(工事打合簿も可)及び添付資料に次の事項を記載し、監督職員等の確認を受けなければならない。 - 適用種別 - 使用機器と仕様 - 段階確認等の実施方法 - 遠隔臨場による工事検査の適用 【解説】 (1) 適用種別 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」____、「立会」、「工事検査」項目を記載する。 (4) 遠隔臨場による工事検査の適用 本要領に基づいた、「工事検査」の実施方法を記載する。適用する検査項目（工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目）における「遠隔書類検査」、「遠隔実地検査」の実施方法を記載すること。	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ ※遠隔臨場を適用した工事及び土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務にて、通信環境等により遠隔臨場_____の実施が適当でないと判断した場合は、協議の上適用を解除することができる。 1.3 施工計画書等 受注者は、遠隔臨場_____の実施にあたり、施工計画書等_____及び添付資料に次の事項を記載し、監督職員等の確認を受けなければならない。 - 適用種別 - 使用機器と仕様 - 段階確認等の実施方法 _____ 【解説】 (1) 適用種別 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」又は__「立会」_____項目を記載する。 _____ _____ _____
---	--

1.4 監督職員等の実施項目

本要領を適用した、監督職員等の実施項目は、次の事項とする。

1) 施工計画書等の確認・受理

2) 遠隔臨場_____の実施

3) 遠隔臨場による工事検査の実施

【解説】

監督職員等は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

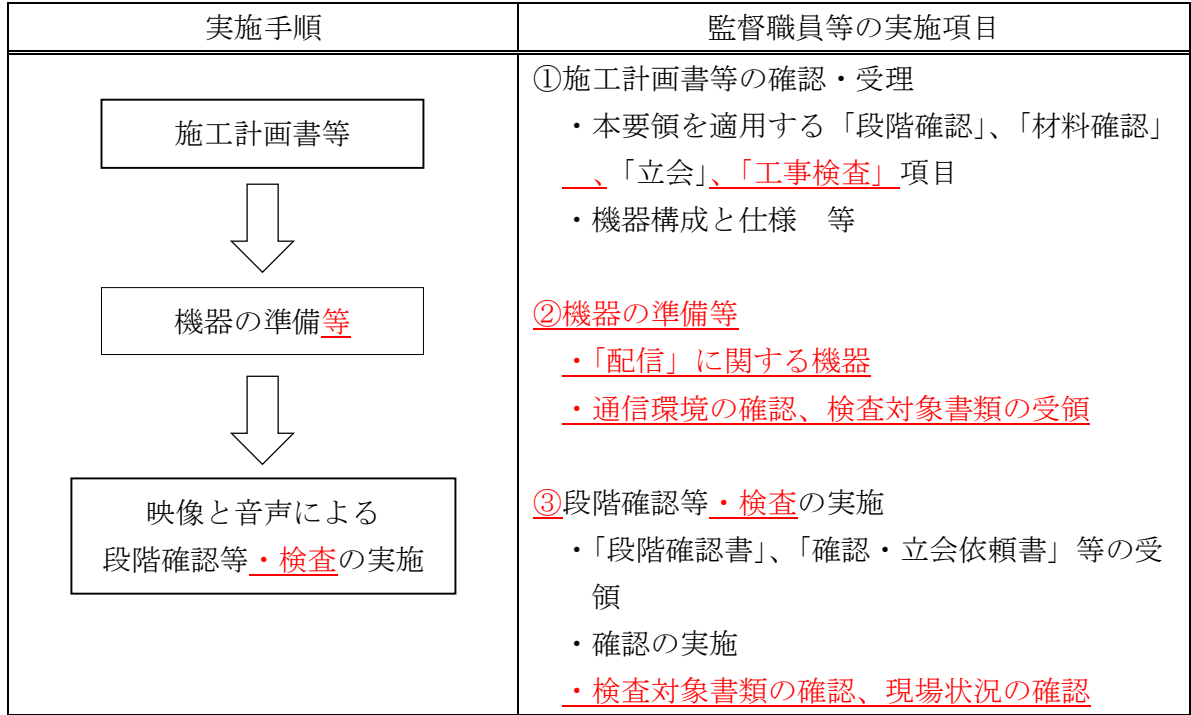


図 1-2 監督職員等の実施項目

1.4 監督職員等の実施項目

本要領を適用した、監督職員等の実施項目は、次の事項とする。

1) 施工計画書等の確認・受理

2) 遠隔臨場による段階確認等の実施

【解説】

監督職員等は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

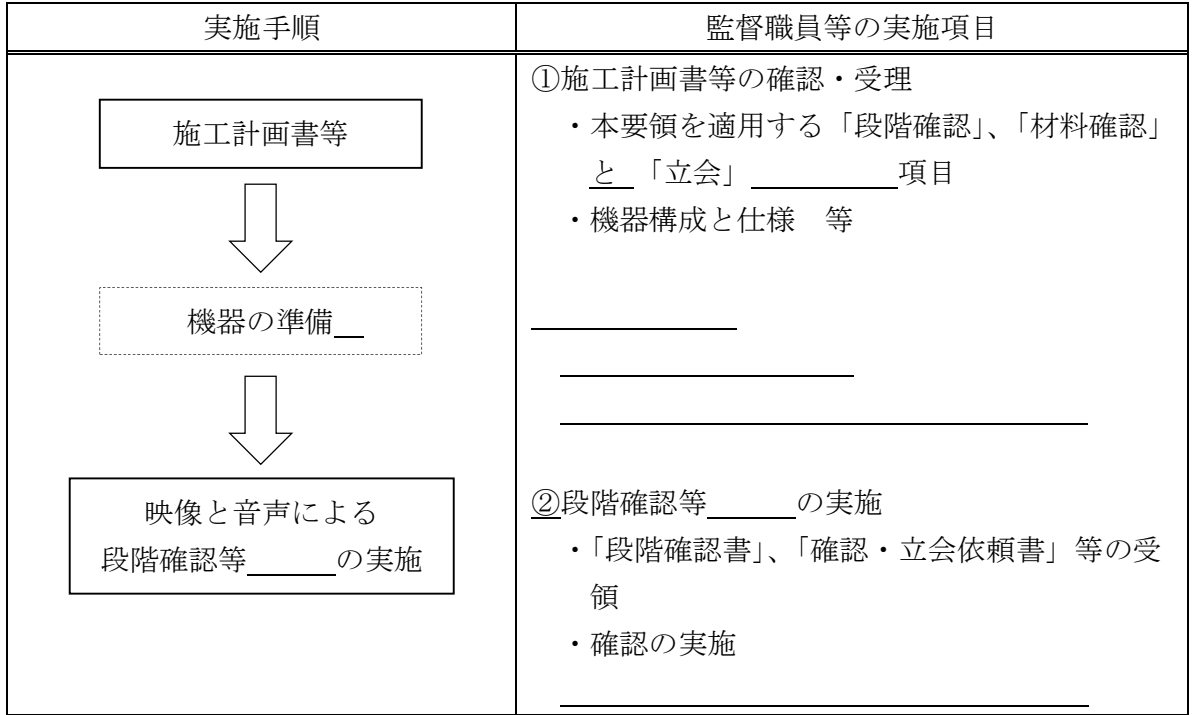


図 1-2 監督職員等の実施項目

(1) 施工計画書等の確認・受理

受注者から本要領に基づき提出された施工計画書等の内容及び添付資料をもとに、以下の事項について確認し、受理する。

1) 適用種別

適用する「段階確認」、「材料確認」、「立会」、「工事検査」項目

(2) 遠隔臨場 の実施

1) 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の受領

監督職員は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を受注者より受領すること。

監督職員は、設計図書に従って立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により受注者より受領すること。

調査職員は、設計図書に従って立会が必要な場合は、あらかじめ受注者と協議を行うこと。

(3) 遠隔臨場による工事検査の実施

1) 検査対象書類の受領

監督職員は、事前に検査対象書類を情報共有システム等で受注者より受領すること。

2) 遠隔書類検査・遠隔実地検査の実施

① 接続の確保

監督職員は、遠隔臨場による「遠隔書類検査」、「遠隔実地検査」の実施にあたり、事前に接続状況が確保されていることの確認を行う。

② 遠隔書類検査の実施

監督職員は、受注者から検査対象書類を画面共有してもらい、説明を受ける。情報共有システム上で書類を提示される場合には、受注者が書類管理機能のフォルダ構成を整理していることを確認する。情報共有システム以外のシステムを用いて書類を提示される場合には、書類を予め受注者から共有してもらう。

なお、紙等の電子データ以外で書類検査がある場合に備え、受注者が書類撮影用カメラ等を準備していることを監督職員は確認する。

③ 遠隔実地検査の実施

監督職員は、検査の実施にあたり「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について、検査職員と共に映像と音声を通して検査する。また、実施項目の検査を通し、検査終了時に検査職員による検査結果を確認する。

(1) 施工計画書等の確認・受理

受注者から本要領に基づき提出された施工計画書等の内容及び添付資料をもとに、以下の事項について確認し、受理する。

1) 適用種別

適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目

(2) 遠隔臨場による段階確認等の実施

1) 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の受領

監督職員は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を受注者より受領すること。

監督職員は、設計図書に従って立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により受注者より受領すること。

調査職員は、設計図書に従って立会が必要な場合は、あらかじめ受注者と協議を行うこと。

[illegible]

1.5 検査職員の実施項目

- 本要領を適用した、検査職員の実施項目は、次の事項とする。
- 1) 施工計画書等の確認
- 2) 遠隔臨場による工事検査の実施

【解説】

検査職員は、遠隔臨場による工事検査の実施に先立ち、検査項目（工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目）、検査実施時間、検査実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員と調整を行う。

実施手順	検査職員の実施項目
施工計画書等 ↓ 機器の準備等 ↓ 映像と音声による 検査の実施	①施工計画書等の確認 ・本要領を適用する「工事検査」項目 ・機器構成と仕様 等 ②機器の準備等 ・「配信」に関する機器 ・通信環境の確認、検査対象書類の受領 ③検査の実施 ・検査対象書類の検査、実地検査

図 1-3 検査職員の実施項目

（新設）

(1) 施工計画書等の確認 受注者から本要領に基づき提出された施工計画書等の内容及び添付資料をもとに、以下の事項について確認する。 1) 適用種別 適用する「工事検査」項目 2) 機器構成と仕様 ① 映像と音声の「撮影」に用いる機器と仕様 現場（臨場）にて使用するウェアラブルカメラ等の機器と仕様 ② 「撮影」した映像と音声を「配信」するための機器と仕様 ウェアラブルカメラ等で作成した映像と音声を監督職員及び検査職員へ配信するために使用する機器と仕様 (2)遠隔臨場による工事検査の実施 1) 検査対象書類の確認 検査職員は、事前に検査対象書類を情報共有システム等で監督職員より受領すること。 2) 遠隔書類検査・遠隔実地検査の実施 ① 接続の確保 検査職員は、遠隔臨場による「遠隔書類検査」、「遠隔実地検査」の実施にあたり、事前に接続状況が確保されていることの確認を行う。 ② 遠隔書類検査の実施 検査職員は、受注者から検査対象書類を画面共有してもらい、説明を受ける。実施項目の検査を通して、検査終了時に検査結果を受注者へ伝える。 ③ 遠隔実地検査の実施 検査職員は、検査の実施にあたり「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について、映像と音声を通して検査する。実施項目の検査を通して、検査終了時に検査結果を受注者へ伝える。	(新設)
---	-----------------

2 遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査に使用する機器と仕様

遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査に使用するウェアラブルカメラ等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

2.1 機器構成

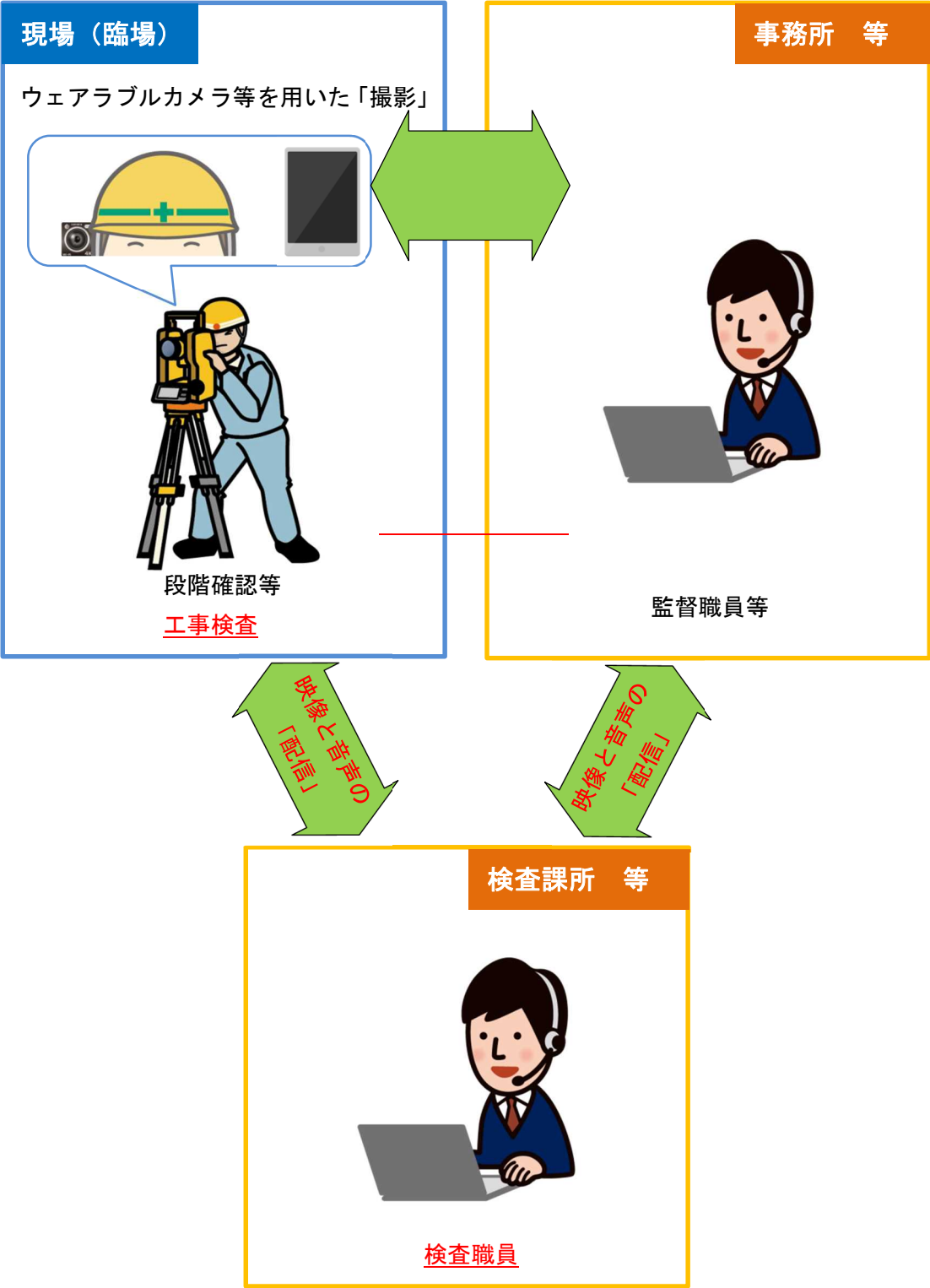


図 2-1 機器構成（例）

2 遠隔臨場_____に使用する機器と仕様

遠隔臨場_____に使用するウェアラブルカメラ等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

2.1 機器構成

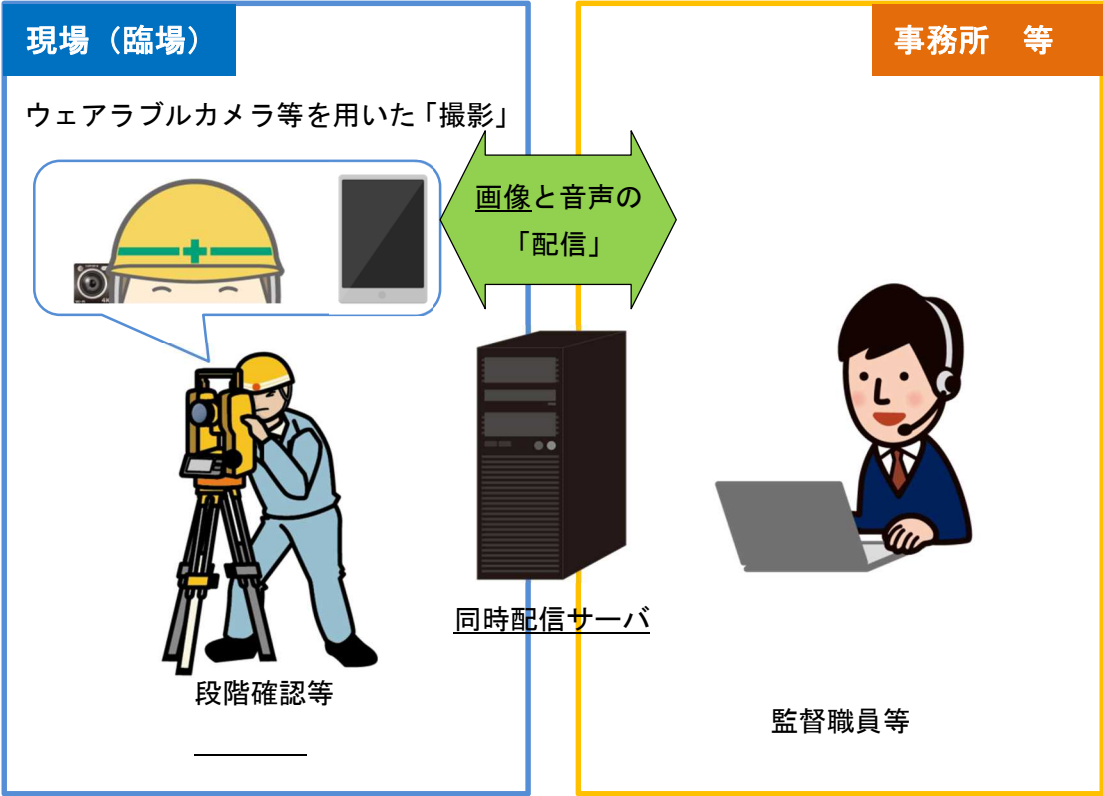


図 2-1 機器構成（例）

3 遠隔臨場 及び遠隔臨場による工事検査の実施

3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、_____実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員等に確認を行う。_____確認・立会の実施時間は、監督職員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員等が認めた場合はこの限りではない。

受注者は、遠隔臨場による工事検査の実施に先立ち、検査項目（工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目）、検査実施時間、検査実施箇所（場所）や必要とする資料等について監督職員に確認を行う。

(1)工事の場合

1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

2) 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

3) 遠隔書類検査・遠隔実地検査の事前準備

受注者は、事前に検査対象書類を情報共有システム等で監督職員・検査職員と共有する。

3 遠隔臨場による段階確認等

3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場_____の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職員等に実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員等の確認を行う。なお、監督職員等による確認・立会の実施時間は、監督職員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員等が認めた場合はこの限りではない。

(1)工事の場合

1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

2) 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

3.2 遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査の実施____、記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査を実施する。

【解説】

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等との双方向通信の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

(2) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督職員等は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

(3) 実施

遠隔臨場及び遠隔実地検査の実施にあたり、受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。撮影にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等・検査職員による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等・検査職員による実施結果の確認を得ること。

遠隔書類検査の実施にあたり、受注者は検査対象書類を画面共有し説明を行う。受注者は円滑に検査を実施するための事前準備として、情報共有システム上で書類を提示する場合には、受注者が書類管理機能のフォルダ構成を整理する。情報共有システム以外のシステムを用いて書類を提示する場合には、書類を予め監督職員と共有すること。

(4) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録（画面キャプチャ等）と保存を行う必要はない。

3.2 遠隔臨場_____の実施及び 記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場_____を実施する。

【解説】

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等との双方向通信の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

(2) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督職員等は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

(3) 実施

_____受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。撮影にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等_____による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等_____による実施結果の確認を得ること。

(4) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録_____と保存を行う必要はない。

4 工事費等の積算

発注者は、本試行に要する費用を発注時は費用計上せず、精算変更時に積み上げ計上すること。

【解説】

(2) 費用のイメージ

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ その他（ライセンス代、使用料等）

※ 当該工事等以外と共有して利用するようなものは、費用を計上しない。

※ 段階確認等で遠隔臨場を実施している工事で、遠隔臨場による工事検査を追加で行うこととなった場合は、追加で要する費用を監督職員と協議するものとし、機器貸与期間等の積上げには十分留意すること。

5 留意事項 等

5.2 留意事項

遠隔臨場及び遠隔臨場による工事検査にあたっては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場等の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) ウェアラブルカメラ等を作業員に装着させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。

(5) 遠隔臨場による工事検査の記録（録画）を行う場合は、検査職員が行うものとする。

(6) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

附 則（令和２年７月１５日技管－２２２）

この要領は、令和２年７月１５日から施行する。

附 則（令和５年３月３日技管－１１２０ 一部改正）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月８日技管－８５１ 一部改正）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１１月２０日技管－５７１ 一部改正）

この要領は、令和６年１２月１日から施行する。

4 工事費等の積算

発注者は、本試行に要する費用を発注時は費用計上せず、精算変更時に積み上げ計上すること。

【解説】

(2) 費用のイメージ

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ その他（ライセンス代、使用料等）

※ 当該工事等以外と共有して利用するようなものは、費用を計上しない。

5 留意事項 等

5.2 留意事項

遠隔臨場_____にあたっては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場等の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) ウェアラブルカメラ等を作業員に装着させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。

(5) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

5.3 その他

本実施要領に記載されていない事項については、秋田県建設部技術管理課に相談すること。

附 則（令和２年７月１５日技管－２２２）

この要領は、令和２年７月１５日から施行する。

附 則（令和５年３月３日技管－１１２０ 一部改正）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月８日技管－８５１ 一部改正）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。
